

1 議事日程(第2号)

(令和5年第5回久山町議会12月定例会)

令和5年12月6日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	荒巻時雄	9番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
町民生活課長	井上英貴	産業振興課長	横山正利
教育課長	江上智恵	健康課長	亀井玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

議事日程に入る前に、執行部から議案書の提案理由に誤記があったとして、私に正誤表が提出されましたので、報告いたします。

なお、提案理由の誤記については、お手元に配布した正誤表のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私は、3問質問項目をあげておったんですが、2問になっております。補助金目的外使用が抜けておりますが、これでよろしいのでしょうか。ちゃんとこれは受付印ももらっておりますが。ノーコメントですね。では、このまま進めましょう。

ここに書いてありますように、2問質問いたします。

順番にいきます。

1、中学校給食導入問題でございます。

先の6月議会、昼食の意識調査で生徒・保護者に昼食意識のアンケート調査を実施してはと私は質問しました。その後、担当課の方で実施の検討はなされているか、お答えください。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 昼食のアンケートにつきましては、教育委員会内で7月に一度検討しておりますが、結果としては実施を見送っております。

理由は、大きく二つありました。

一つは、これまでの議会でも説明申し上げているとおり、今の段階では安全を最優先した昼食の形態を取るべきだという判断からです。先日行われました11月の福岡教育事務所管内の教育長会でも、管内での食アレルギーの重大事故が起こっており、事故の未然防止と対応について注意喚起があったところでございます。アレルギーに関する事故報告が続

いており、教育事務所では大きな懸案事項になっているようです。

二つ目は、教育施設の新設、充実、改善につきましても、安全性を高めることや教育活動の充実につながることで、そしてコストの面から優先順位があり、久山町においては給食施設を新しく造ることより先に、体育館の冷房設置、プールの改修、1人1台端末の更新、温便座の設置など、多くの施設の改修と改善に急がれる状況があるという理由からです。

以上のことから、現在の中学校の昼食の形態を変えることは、今の段階では考えにくいので、アンケートの実施は見送っております。また、時期が来れば考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） なるほど、見送りと。確かに私も以前から、中学校に給食を導入をということですと質問してまいりました。本来でしたら教育長に、中学校の完全給食、小学校のような給食をということで提言したいと思っておりますが、ご覧のとおり、今回の質問項目はアンケートでございます。そして、ほかの議員もまた一般質問で給食をされる方もおられるようでございます。そして、最近ではNHKの番組で、久山町の教育長が給食関係で登場したこともあります。ある住民の方が問い合わせをされて、その関係で中学校給食はなぜないのかと。そういうことで、聞きたいという部分もあるんですが、アンケート、これは中学校に給食を導入をというそういったアンケートで、どれぐらいの割合があるかということも知りたいというのはあるんですが、もう一つは、以前も話したように、今の子どもたちを取り巻く食事の環境、これはどうかということ把握する意味で、そういった意味で広くとってはどうかというふうな思いがございまして。本当だったら、中学校に給食をということで言いたいけれども、まずは今の状況をよくする、そのためには、まず状況を把握することというのは大事じゃないかなと私は思うんですよ。そして、前回アンケートをとったのが、ランチサービス導入の前ですから、4年前、もっと前ですかね。当然、状況、環境も変わっております。それを把握して、そして教育長は今は大丈夫だというふうにおっしゃるかもしれませんが、食事が十分に取れない、そういった家庭環境の方もおられるかもしれない。それをアンケートによって垣間見るといえるのか、ここは気をつけた方がいいのかなとか、そういったことを盛り込めるような形で広くとったらどうかと、そういう意味で私は提言しているんですよ。当然、給食導入をしたらいいかというのを盛り込んでもらいたい。でも、それはそれで、今やるのは、今の子どもたちの昼食の環境をよくする意味でのアンケート。今、ほかの自治体を持っていますけれども、そういった

形で広くとるのもいいんじゃないかと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今、佐伯議員がおっしゃられたような観点で、7月のアンケート実施についてのことの協議も行ってきました。確かにおっしゃられるとおり、そういったことも非常に大事ななというふうには思っておりますし、アンケートはとりませんでしたけれども、10月に町長、副町長、それから私、教育委員会の主立ったものが小学校、中学校両方の給食とランチサービス、試食もして、その中で子どもたちからも話を聞きながら、今の給食とかランチサービスの状況についてどう考えているのかと、そういうことも聞いております。そのランチサービスを子どもたちと一緒に食べてきて、久山町の給食はおいしいですと、子どもたちもおいしく食べていますと、ランチサービスもおいしいですというふうに中学校の方から聞こえていますし、おかずの品目等は給食よりランチサービスは多くて、ランチサービスも栄養士によってカロリーや栄養のバランスが考えられており、栄養面でも問題はございませんでした。お弁当を持ってきている生徒たちで気づいたのは、弁当箱の大きさの違いにびっくりしたところです。運動系のクラブに行っている子どもたちは、びっくりするような大きさの弁当箱で食べている生徒もいれば、かわいらしいお弁当箱の子もいます。我が子の食べる量を考えての、おうちの方のお弁当の作り方かなというふうに思っています。子どもたちの望む量のお弁当になっている、これも選択制にしているよさだと感じましたし、訪問させていただいて、子どもたちの声もある程度聞けているというふうに思っています。それ以上に、満遍なくアンケートをとったらどうかということについては、また今後再度検討していきたいと思っておりますけれども、7月の検討時点では一応見送っておるというような状況でございます。議員のおっしゃられることもよく分かります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 大体の大きさは分かりました。

あと、気になっているのは、アンケートなどをとれば本来分かるようなこととといいますか、細かい困り事とといいますか、そういったものもアンケートは一つ有効かなというふうな思いがあるんですが、今こういった子どもたちを取り巻く食とといいますか、そういった意味で、アンケートを見送るということでしたら、今課題になっているということがありますでしょうか。それを参考にお伺いしたいんですけれども。例えば、経済的なもので、なかなか子どもたちにちゃんとした食事といたらあれですが、栄養のあるものが十分に取れないとか、パンばかりというか、そういった形で今課題というものは教育課の方で見

えていますでしょうか。教えてください。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 私は小学校の校長をしておりまして、給食の方で今出てきている課題というのは、結構たくさんございます。それは、家庭のライフスタイルとか子どもたちの状況がさまざまであるということですよね。アレルギーも、もちろんたくさんいます。いろいろなアレルギーがたくさんあります。それから、偏食の問題で、子どもたちが、特に低学年なんかは給食が嫌で不登校傾向になるというような、そんな問題も起こっておりますし、小食、固食というんですかね、全然食べられない。ほんのわずかしこ食べれないというような問題もあって、それで残菜等も多くなってきているというようなところもございます。そういったことを考えると、多様化しているライフスタイルにどう対応していくのかというのが、これからの学校での昼食の考える視点では大事な部分になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そういった意味では、以前は給食は大事、給食が一番という考え方だったんですけども、今この時期に来たときに、給食を選択制にしているというのは、今の時期、ある意味これは適切なスタイルじゃないかなと。全て皆同じ形にするというのは、いろいろな意味でアレルギーを持っている保護者からすると心配の声が出てきますし、形を統一するのではなく、ある意味柔軟性を持たせて選択制にするというのは、今の時代に逆に合った形ではないかなというふうに思っています。だから、給食を今給食室を持って実施しているところが、それをやめにして変えていくということは、なかなか難しいとは思いますが、本町のように、今中学校はない状況で、あえてそちらの方に動いていく必要は果たしてあるのかと。これは、変えたときに説明もしにくいなというふうに考えているのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ちょっと途中でぼうっとして聞いていないところがあったので、再度重複する部分がありますが、7月に一度検討したということで、じゃあ、アンケートはとらないということで見送ったのはいつ頃かというのを教えていただきたいというのと、意地悪な質問であれですが、こういった昼食のアンケート、昼ご飯のアンケートをとると、給食の期待というのが高まってしまう。ということは、刺激をしてしまう、そういった給食を望む方の。寝た子を起こす的な発想があったのかどうか、その辺、そしてさっきも言いましたが、NHKで久山の中学校の給食はなぜないんだということが取り上げられた、そういったこともあって、とらない方がいいんじゃないかという気持ちもあったの

か、そういった今回の見送りは。それも含めて教えていただきたいと思うんですが。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 見送ったのは、7月の検討をして実際に具体的な内容をつくるどころまでつくりました。その結果、見送りました。今の時期ではないのかな、それがどういうふうな結果が出ようとも、今の時期、結果によって左右される、変わっていくということはないので、それだけのアンケートをまた学校に手間暇をかけてしてもらい、時間を取ってもらいというのはいかがなものかなということで見送ったところです。その後も、アンケートについては、教育委員会の中でも考えていますけれども、先ほど佐伯議員がお話しされましたけれども、NHKでの放送も先日ございました。私も見ましたけれども、NHKの放送の中でも、意外といろいろな立場があるというふうな流れでのNHKの放送で、必ずしも給食の方がいいというようなスタンスの放送じゃなかったように思います。冒頭から三者三様、出演していた方があって、私は選択制の学校でした、私は完全給食でした、私はお弁当でしたねというようなところがあって、いろいろな立場のことが出ています。その中で、大野城市で実際に選択制を取っているところのアンケート結果も報告がありましたけれども、大野城市では3,100人のアンケートの中で、選択制というのが、生徒たちにはかなりその声が多かったというような報告もあっていました。いろいろな観点がありますよね。選んでいくには、費用面とか、それから栄養面、保護者の立場から、生徒の立場から、そして学校の立場から、それから多様なニーズにどう対応できるのかとか、いろいろな観点があるんですけれども、そういったところでのテレビの放送を聞いていても、今の段階では、今の現状で進めていくのでいいんじゃないかというふうに判断をして、今のところ見送っているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） そろそろ終わろうかなと思ったんですが、気になるのが、今出たある自治体のアンケートですけれども、これを見よったら、実際地元の方、保護者の方もおっしゃっていたんですが、選択制給食ありき、ランチ給食ありきの導き方のアンケートだということで、不評だったんですよ、私の知っている地元の方は。それを今教育長が肯定的に捉えておるということで、その点の違和感がありまして、本来でしたらアンケートはやりたくないという。それで、途中までやりかけたけれどということで、ああ、そうですかと、また次の機会にお願いしますということで引こうと思ったんですが、今言われた自治体の大野城のアンケートを肯定的に取られているということで、逆に私はん、というような思いがありました。そして、途中までアンケートをやろうかというふうな検討もされて、や

められた。何が大変なのかと。そんなに手間暇も、いろいろな時間が取られるのかと。アンケートをとってもらった方で、助かる方が逆にいるんじゃないかなというふうな思いもあるんですが、それもプラスアルファで考えられたのかどうか。今後、前回アンケートをとって5年ぐらいたつのであれば、もっとたつのかもかもしれませんが、現状把握といいますか、その結果を広くバックする。それによって、給食導入したいという方を刺激するかもしれませんが、それはそれで私は一つの流れだと思うんですけどもね。その辺はどう考えているのか。大野城のこのアンケート、あまりほかの町のアンケートをとにかく言えませんが、私はどうかという部分を教育長は肯定的に取られている。そうじゃなくて、この大野城のアンケートをさらにもっと幅広くといいますか、満遍なく久山の子どもたちの昼食、中学校の昼食の問題点が見えるような形でとれば、いいような気がするんですけども、それでも今回はとる必要がない、無駄とされますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 大野城のアンケートのとり方のとっている内容等詳しいことは、私は存じておりません。NHKの放送の中で出てきた言葉から私が得た印象というか、言葉の中で、3,100人の中で選択制を望んでいる生徒が多かったという一言があったので、それを捉えての私の先ほどの発言でございました。だから、佐伯議員が調べておられる大野城のアンケートのやり方そのものを私は詳しく存じているわけではありませんけれども、そういった理由で、大野城のことについては先ほど発言をさせていただいたということでございます。

アンケートの内容につきましては、全く考える余地がないということではなくて、今後頻繁に教育委員会の中で検討していきながら、考えてはいきたいと思っています。ただ、これにつきましては、中学校の生徒、保護者だけにアンケートをとるという意味ではなくて、いろいろな世代の方に、どう給食というのを捉えていくのかというのを考えていく必要があると思っています。それぞれの世代で、今町の施策で行ってほしいということに関しては優先順位があると思いますので、中学校の子どもを抱えているところ、近く入学するところについては、それは給食にしてもらった方が助かるなという声が大きいかもかもしれませんが、子どもとかは卒業させて、お年寄りはお年寄りでやってほしいことがあるというようなことを、たくさん耳にしておりますので、それをやるとなるとまた大きな調査にもなって、時間を取りますので、そういったところで少し考えていかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。そろそろ終わろうと思いますが、今子どもたちが抱えている昼食、お昼ご飯の環境、それが少しでもよくなるように、また気を配っていただきたい。アンケートのほかでまた方法があるのであれば、把握して改善してもらいたいという思いもありますし、来年1月には太宰府が中学校給食導入になります。ふるさと納税が好調ということで、それを資金に充てたようで。太宰府は11月28日に試食会があったということで、テレビで中継をやっていました。それを見たら、また今後本格的にスタートしたら、いろいろまた情報も入ってきますし、それで久山はどうでしょうかというふうな提案もまた今後私はしていこうかなと思っておりますので、そのときはまた、全般的に給食をどうかというふうな質問で、これはお願いしようと考えておりますので、また何かその点でございましたら、太宰府が今度導入して、久山がいよいよ少数派になってしまうということについては、じゃあ淡々といくというような、特に教育長はお考えはないということで、最後。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 少数派だから、大多数になびいていかなくちゃいけないとは、私は毛頭、全くそれは考えていません。あるしっかりとした考え方の中で、こっちの方が、こういう判断の方が的確ではないかということであれば、私はそれを通していきたいと思っておりますので、たくさんの自治体が学校で給食室を設置してやっているから、うちもやった方がいいんじゃないかという、そういう判断の仕方は私にはございません。

以上でございます。

（9番佐伯勝宣君「分かりました。では、次にいきます」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、2問目にいきます。

2点目、課税誤りと役場機構の問題でございます。

順番にいきます。

①固定資産税574万6,600円の還付が発生した件でございます。

6月に報告がございました。土地の認定、これは面地というんですかね、そして雑種地、この誤りが起因して、補正率の適用を間違ったというような、そういった理解をしていますが、それでよいのかどうかということ。そして、そのもともとの発生の原因、経緯、経過はどうだったんでしょうか。それを教えていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の平成25年度から課税している案件につきましては、6月議会

の全員協議会、そして9月議会での諸般の報告、そして佐伯議員の一般質問の中でお答えさせていただいたとおりになっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） びっくりしました、あっさりでしたので。確かに、補正率の適用誤り、ただ町長は入力誤りといいますか、入力すべき係数を間違えての誤りだというふうな言い方をされておりました。しかし、その後いろいろ、町長の答弁とも温度差があることが分かってきました。まず、地方税法417条の法律に基づいて町が対応したということ。417条は、これは大きなことでございます。根本的な、重大な錯誤があったということ、それは町長はあの時は、一般質問の時は、なかなかこれは言及されなかった。しかし、417条といたら、まさにそうなんですよね。となったら、これはいろいろ聞かなければいけない、答えてもらわなければいけないことというのが出る。そして、補正率を間違うということは、一体もともと原因は何かということ、それを言わなきゃいけない。本来でしたら、これは私も調べて分かったんですが、地方税法の第22条、守秘義務、これは非常に厳しいそうですね、私の想像以上に。これがあって、なかなか税の秘密というのは教えられない。それも分かるんですが、これは大きな不祥事ということだったら、これは議会で言わなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。今回、1件間違いということ、誤りということ、だったらその1件のお宅にここまで話しますよと、というか細かいことを話しません、こういった形でいいですかという了承を得れば、個人情報に気を配って、これは答えられるんじゃないですか。それがなされていないんですが、その辺は答えてもらえるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう一度、すみません、最終的に固定資産税の課税誤りがあった方に、その公表をするのに対して確認をしたらいいかというご質問ですか。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） といいますのは、担当課の方も守秘義務に気を遣ったと思うんですよ。全くどこの土地で、どう間違えたかというのが全然伝わっていない。そして、町長も、担当課長と副町長が説明したという全員協議会も5分の時間だったんですよ。その中で、大ざっぱといいますか、見出ししか分からないような状態。だったら、それは何を間違えたのかというのを、これは当然我々議員というのは知らなければいけない。そして、町民の税金は1円も使わなかったんでしょうか。10年分還付したということは、当然これは利息じゃない、還付加算金が付いております。これは、個人的に開示してもらった資料

では。それで、利息相当額も付いています。これは黒塗りです。今日その額を開示できるみたいな話を聞きましたけれど、一般質問と重なっていますので、まだ私は入手しておりません。それは町民の税金を使ったのであれば、そして地方税法417条の不祥事であるならば、もともとの土地が何らかの形で間違えていた。それは、議会として知らなければいけないことだと思います。執行部は、説明しなければいけない。そういったことで聞いているんですが、どうなんですか、それは。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず最初に、佐伯議員、すみません、②番の質問ともかぶっていますが、それはどうされますか。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 確かに、②番は417条というのがあります。しかし、あくまでも①番でございまして、もともとの原因は何かということ、そこでございます。確かに417条と言いました。②番の方では言いました。しかし、あくまでも原因です。その原因が起因したことは聞きました。補正率の適用を間違ったと、それで547万6,600円。じゃあ、なぜ補正率の適用を間違ったのか。副町長と担当課長がおっしゃったのは、画地の認定および雑種地という言い方をされました。しかし、資料がない。だから、私は最初、実は画地じゃなくて宅地だと思っていたんです。たちつてとの。しかし、幾ら調べても出てこない。しばらくたって、これは画地じゃないかと。しかし、資料がないから分からないけれど、それしかない。それも含めて、全然分からないんですよ。もともと何が土地を間違えたのか。土地の間違いというのは漠然と分かりますが、それは議員として知っとかないといけないんじゃないんでしょうか。それは全然聞いていないんですけども、その辺はいかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 9月の諸般の報告で、ある程度全部佐伯議員の質問に私もさせていただいておりますので、そして一般質問でも、再度佐伯議員が質問されたことに、税務課長も含めてお答えをさせていただいています。それで、もう一度要因についてお話をさせていただくと、平成25年度から令和4年度までの10年間、固定資産税が過大徴収されていたことが分かりました。本来入力すべき補正係数を取り違え、システムに入力したため、本来の額よりも過大に納付するという状況になりました、というのが要因です。それで、前回もお話ししましたが、ある程度私どもの報告というのは終わっておりますので、議長にお願いしたいんですが、議会としての対応ということでお話をいただければ、またいろいろなことについては対応できますというお話をしておりますので、その辺につき

ましてもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今町長におっしゃっていただきました説明、確かに、これは9月5日でしたっけね、一般質問が6日だったかな。だから、一般質問の前日におっしゃっていただいていた。しかし、それは入力誤りじゃないよということは私も申し上げさせていただきました。6月6日に副町長、そして担当課長、税務課長から聞いた話と違うよと。それで実際、広報によく載りました、10月号に。これは、ホームページにも載ったんですかね。しかし、あれはすぐに消えちゃいました。あれは速報版みたいな形で、ずっと残らないんですね。だから、今検索できない。だから、今手元にない。写メでは1面分を撮っていますけれども。ですから、こっちの広報ので見ますけど、これには補正係数の適用誤りと書いているんですよ。ですから、これは補正率の適用誤りということになる。しかし、そうなったら、まさしくこれは地方税法の417条なんですよね。町長が最初に説明されたこととも差が出てくる。だから、こっちに書いてある方が、より町長がおっしゃったことが突っ込んでいる。こっちの方が重いんですよ。417条、重大な錯誤なんですよ。でも、町長は、私の一般質問でなかなかそれをお認めにならなかったから、先に進まなかった。でも、これは書いていますし、実際にこれは重大な錯誤、417条ということだったら、これはその原因は知らなきゃいけないんじゃないですか。特に何回も言いますけれども、法にのっとして10年分還付したわけですから、もともとの間違いの金額にプラスアルファで還付加算金が出ています。そして、利息相当額、これは町民の税金のはずで。町民の税金を使わなければいけなかった。だから、それだったら原因があるはずなんですよね。その原因を報告すべきじゃないかと。そして、もうちょっと言いますけれども、町長は再発防止に努めますとおっしゃいました。しかし、原因をおっしゃらないで、それを突き詰めないと、再発防止もなかなか進まないんじゃないかと思うんですけど。ですから、まずどうやって間違えたとか、経緯、これを知りたいなと思うんですよ。いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） その辺も含めてお話ししておりますし、広報は私の責任をもって発行しているわけですから、当然それは私の考えで出ているというふうにご理解いただければいいんじゃないかなと思います。

以上です。

議長にお願いいたします。

これ以上、私どもは、諸般の報告でさせていただいた以上のことというのは、ご説明できることはありませんので、議会としてどういう対応をとられるかということが、私にとっては今後回答していく内容になるかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

執行部は、佐伯議員の質問に対しすでに答弁をされております。原因についても、何度も答弁されております。次の質問に移ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 少し言いますけれども、この補正率の適用誤り、これは町長が説明されたことをもう一回思い出しますけれども、市街化地の宅地ですかね、これを間違えたということは町長もおっしゃいました。それで、これは資料を見ましたら、取り寄せて見ましたら、用途地区の区分から課税に至るまで、段階がいろいろあるんですよね。各筆の評価額の算出から課税するというか、9段階ぐらい。その途中の段階で間違えているんですね。各筆の評点数の付設、画地の計算、地目認定、画地認定、画地計測、補正率の適用、その他、この段階で間違えている。となったら、おっしゃっているように入力誤りの前の段階で間違えているから、その原因というのがあるはずなんですよ。だから、そこを追及しないと、再発防止もこれはできないはずですよ。あくまでも私が情報開示請求で得た情報というのは、入力誤り的な再発防止をしますよ的なことを簡条書で書いてあった。しかし、原因を私は町長からも聞いていないんですよ、今おっしゃいましたけど。入力すべき係数を間違えた。じゃあ、何で間違えたんでしょうか。じゃあ、何で間違えたか、それを教えてください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう説明をいたしておりますし、それを佐伯議員の中でご理解いただけていないというお話かなと思います。ただ、他の議員さんからはそういうお話もいただけておりません。先ほど申しましたように、議会として対応されるということであれば、私どもはしっかり調査に対応しますというお話はさせていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今日はこれ以上突っ込むまいと思ったんですが、最後に気になることをおっしゃいました。議会として。そうではないんです。地方税法の第417条は、町長が、首長という言い方でしょうかね、そういう言い方で法律にのっとっています、主体で。だから、これは町長がやらなきゃいけないんです、積極的に、町というより。だか

ら、これ以上聞いても同じ答えでしょうけれども、積極的にそれを町長が議会に働きかけて説明しますよということと言わなければいけなかったんじゃないでしょうか。議会が一致してといいますか、合議制とおっしゃいますけど、これは多数決の世界じゃないんですよ、合議制というのは。意見が一致すること。私は一致していませんよ。だから、そういった意味では、合議制が必ず働いていない。私は、町長に説明してもらいたい。ほかの議員はいい。だから、合議制からしたら、私も納得するような形でやらなきゃいけないんですよ。だから、答えてくれとは、じゃあ、今は言いません。だけれども、町長、これは積極的に不祥事の説明をするという意味はあるんでしょうか、細かいことは。その辺はどうなんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 次の質問に関連すると思っておりますが、すみません、そしたら地方税法第417条につきまして、反問の権利を議長に申請したいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 地方税法417条の理解につきまして、佐伯議員のどういうふうな判断をされてあるかというのを見た上で回答したいと思います。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「ああはいはい、はいはい。ああはいはい」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） お待ちください。

今の反問を許可いたします。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 私の理解ですか。といいましたら、持ってきたものがなかなか整理が、書いていたものがあつたんですが、どこへいきましたかね。書いてあるのがあつたんですけどね。資料はあることはあるんですが、簡潔にまとめた部分があるんですけども。それを私の議会報告に書いてあつた。私の議会報告が、待ってくださいね。あつた。これですね。

では、私が理解する地方税法第417条、市町村長はと、条文をそのまま読みますけれども、まず一つ、固定資産台帳に登録する際の誤記、2、価格を決定する際の計算違い、3、明確な誤記または認定の誤り等、客観的に見て価格の決定に重大な誤りがある。これを重大な錯誤といいます。それを発見したときは、直ちに市町村長は修正し、納税者に通知しなければならない、そうあります。ですから、この条文に基づいて町長は動かれたんだと思います。となりましたら、これは誰が見ても間違っていると、決定的な間違いがあ

ったということです。それによって、この過ちが生じた、それが10年分、そしてそれでプラスアルファもついてしまった、そういった認識なんですよ。それで、何で間違えたかという、もともと土地の認定が間違っていたと、そういうふうな認識であります。税の知識がない私は、副町長、そして担当課長の話では。となったら、これはもともとの土地政策、その辺がいかんかったんじゃないのかなと。それも含めて、原因は何だったんでしょうかと。そこから反省をしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、そういった形ですけれども、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

地方税法の第417条というのは、そういう固定資産税の誤りによって、速やかに私の責任において還付の手続きをなささいということというふうに私は理解しています。それに基づき、その還付というのは10年前に課税したものについて発生が分かりましたので、私は417条に基づいてその手続きを行ったということになります。ですから、これに基づいて、417条だから何かをしなければいけないという話では、この法律はないんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それで、今回の課税誤り、報告を受けた後、いろいろ調べたんですよ。大体、久山町と同じ時期に発覚して対応した自治体、具体的に言ったらあれですかね。茨城の笠間市、福島の北塩原村、もう一つ福島の、ごめんなさい、これは書いていなかった、こっちに資料はありますけれども。こういったところで、かなり還付したところがあります。例えば、福島の北塩原村は1,808万6,700円、26人分の還付があった。そして、この村は村長がペナルティーを負っています、減給措置。そして、前後しますが、茨城の笠間市、これは1件ですが、536万4,500円、1件の入力誤りですが、それでも速やかに議会に知らせて対応しています。こういったところは、今言ったところは417条じゃないんですよ。これは確認しました、担当課に。こういった、先に言いました村長がペナルティーを負った福島の北塩原村、これは417条ですかと聞いたら、いや、それじゃないでしょうと言った。ですから、417条というのは、よっぽど根本的な間違いをしなければ、ならない。そして、間違えたら、10年ぐらいたったら、最初の納入すべき額よりもプラスアルファがついてしまう。還付加算金、そして利息相当額がそれだと思いますが。だから、そういったことに町民の税金を投入しなければならない状態、そして土地そのものが間違えとったんだったら、これは納税する者はたまったものじゃないですよ。何をしよっ

たんだ、町はということになる。だから、裁判になりかねない状況。でも、そうはならずに、相手も理解を示してくれて和解をした形で久山町は収まっている。でも、これは反省しないと、原因をはっきりさせておかないと、これは再発防止にならないんじゃないかと。それを聞くのが議会の役割だと思うんですよ。ですから、これはちゃんと聞いておきたい。そして、町民の税金を使ったんだったら、幾らプラスアルファで使ったか、知らなきゃいけないんですよ。それを私はお聞きしているんですが。もう一回聞きます。この点、原因と、今②番ですかね。②番にかかっちゃああれですが、どうなんですかね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員のおっしゃっている話は、先ほども聞いています。それで、これは議長にお願いしますと、議会として対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。妥協しましょう。議会として対応というよりも、町長が本当は言うべきだと思いますが、妥協します。こちら辺はまた、私も保留といいますか、また聞くかもしれませんが、これは今回は流しましょう。お考えをもう一回、ご一考、ご再考くださいということだけ言っておきます。

では、3点目にいきましょう。

この還付金の積算根拠、さっき言いました674万6,600円、さっき言いましたように、これはもともとの金額じゃないんですよ。還付加算金も付いて、利息相当額もある。でも、これは黒塗りでした、私が得た資料は。これは実際、もともと幾らだったのか。それで、幾ら加算されたのか。これが1点と、これは町民の税金を使ったということだったら、これはどこの町も懲罰……。ごめんなさい、これは何委員会だったっけね。懲戒委員会ですね。久山町の場合は久山町職員懲戒等審査委員会というのがあるそうですが、ここにかかっているはずですよ。しかし、情報が入ってきていない。そういった担当の議論、これはどうなっているのか、お答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） では、③番目に入ったということで、お答えさせていただきます。

まず、還付金の積算根拠については、9月議会にも一般質問で答弁をさせていただいたとおりです。

もう一つ、担当者の処分に関してということですが、担当者の処分ということになります。本来この場でそういう人事権のことについて話をする場所ではないと思います。弁護士への相談も行った結果、この議会にて議論をする、そういう内容ではないと思いま

す。

以上です。

(9番佐伯勝宣君「ごめんなさい」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) 私が言っているのは、417条の中で、まず全員協議会を求めるべきだったということで、これもさっきちらっと触れましたけれども、議会に振りますというところだったんですけども、あれやったら併せて答えてください、後で。そういったまた説明する機会があるかどうかということと。

そして、町長はこの積算根拠をお答えになったと言いました。574万6,600円だけですよ、答えたのは。それで、私が開示してもらったのは、その内訳は黒塗りになっていたんです。それが町民の税金なんです。それで、もともとの金額も分からない。でも、町民の税金を使ったんだったら、それを我々は把握しとかんとおかしいんですよ、これ。それで、今日開示請求したのが開示される日になっています。だから、公表していいはずですよ。黒塗りの分、細かいのはいいですから、幾らなんでしょうか、これ、町民の税金を使ったの。それと、全員協議会、町長が率先してやるべきだと思うんですが、どうでしょう。

○議長(只松秀喜君) ちょっと待ってください。

全員協議会については、議長に招集権がございます。それは議会の問題ですので、その問題は受け付けません。

西村町長。

○町長(西村 勝君) 私どもは、別に何も、当初どおり、佐伯議員が言うような質問につきまして、いろいろなことにつきましては、議会の方で調べられるというか、必要性があるということについては、きっちりとお答えをさせていただくということで申しておりますので、議会の方で、個人情報等の観点、税法上公開できないものというものはどうしてもありますので、それを踏まえた上で議論されて、私どもに、こういうことについて調査が必要であれば言っていただきたいと思います。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) あれですね。ほかの自治体、さっき私は画地と宅地、かきくけこの画地とたちつてとの宅地が全然分からなかったと言いましたよね。資料を一枚ももらっていないんですよ。でも、ほかの自治体からしたら、口あんぐり状態なんですよ、何でと。ほかの自治体は出しているんですよ、こういった課税誤り。ただ、地方税法第22条の守秘義務

務に配慮して。だから、大まかな細かいのを出さずにトータルでというか。それで、内訳が幾らとか。それすら出していない。しかも、さっき言いました地方税法第417条の重大な錯誤である、不祥事である、町民の税金を使って返してあるのであれば、これは言わなきゃいけないでしょう、ある程度資料を出して。画地と宅地も分からないんですよ、かきくけことたちつても。その状態で、我々はどうすればいいんでしょうか。それで、町民の税金を使つとるわけでしょう。町民にどう、確かに広報に載りましたけど、これじゃあ分かんですよ。それで、再発防止策を取るには、もともとのそういった金額とかを把握しとかないかんじゃないですかね。その辺はどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、還付金を返したということにつきましては、税法上のどういうふうな問題等、あるいは公開についてはいろいろな問題があると思いますので、その辺につきましては公開できる分は限られてくるというのがあるというのは、佐伯議員も理解していただいているかなと思います。あとは、議会の方で、佐伯議員もそういうお話であれば、議会の方でお話をされて、こういう項目についてということで調査されて、私どもに投げかけていただければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 違いますよ。さっき言いましたように、地方税法417条は、市町村長はと書いてあるんです、町がじゃなくて。町長がやらなきゃいけないんですよ、それを率先して。だから、議長に対して、こういうことで議会に説明したいから、全員協議会に同席させてもらえませんかということで働きかけなきゃいけない。だから、議会の方でやってくれじゃなくて、町長がそれを説明責任を果たさないかとですよ。町民の税金でこれをやつとるんですよ。確かに、町長が就任されていなかった時かもしれない。しかし、10年分、今は町長として対応されている。しかも、町長が在任中の2年分も間違っ入っておるわけで、これは看過できないわけですよ。それをやらなきゃいけない。それが1点と、あとこういった地方税の固定資産税の誤り防止というのは、通達が来とるはずですよ。平成26年9月16日に、総務省の資産税課長通達ということで、総税固第51条という文書番号の。これによって、こういった、まず県知事宛てで出していますけど、各市町村も含めて固定資産税の誤り、これは防ぐように慎重にやってくださいという、そういった内容でございしますが、その通達と一緒にマニュアルもついているんですよ、課税誤りの。こういった形で課税誤りが考えられますが、そういったときにはこういうことに気をつけてくださいという。それが、平成26年9月16日、すでに課税誤りが始まった頃であるでしょうけ

れども、それと照らし合わせて、じゃあ、チェックしてみようかということにならなかったのかどうか。それだったら、10年分の間違いもひよっとしたら早く発見できた。ああ、ありました、これです。固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について。信頼を確保しなきゃいけないんです。これが、平成26年9月16日に総務省から県知事宛てに来ている。それで、県から市町村に来ています。そして、添付しているマニュアル資料、こういったものが細かくありますので、補正率の適用誤りとか。こういったときは、各市町村における防止策ということで、チャート式というんですかね、図式で分かりやすくここに書いてあるんですよ。本来でしたら、これに沿って照らし合わせなきゃいけない。今回、私も個人で担当課から再発防止策をもらいましたけど、箇条書きでたった397文字、原稿用紙1枚分です。箇条書きです。原因もその経過も分からない。担当者の処分も書いていない。そういった中で、果たして記録としていいのかどうか。ちゃんとこういった経緯で、原因で間違っただけを残して、後世に伝えるのが再発防止策じゃないでしょうか。そして、言いましたように、こうやって総務省から来ているんだったら、こういったマニュアルに照らし合わせてやらなきゃいけない。

それともう一つ、別の資料に目が行きましたので言いますけれど、10年間違いが続いたら、額が相当膨らむんですよ。だから、最初の原価というものよりも、後で付いたプラスアルファの還付加算金とか利息相当額はかなり大きいと思います。それも含めて、これは町民の税金をかなり使っとんじゃないですか。となったら、これはきちんとその額を説明しなければいけないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） お答えすることは変わりません、申し訳ありませんけど。議長にお願いします。議会でしっかりと議論をして、対応をお願いします。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。また、質問するかもしれませんが、また今回はこれでということで。ただ、これは説明責任を果たせたとは、私は言えない状況かなというふうに思うことだけ申しまして、本日の質問を終わります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時30分、10時30分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 本日の一般質問においては、五つの事項を質問させていただきます。

一つ目は、学校施設のトイレについて質問いたします。

私は、過去の定例会において、教育施設のトイレを洋式便座に改修し、温かい便座にできないか質問してまいりました。9月定例会では、山田小学校の全ての洋式トイレに温かい便座を設置した、久山中学校とけやきの森幼稚園の多目的トイレにそれぞれ1基設置したとの答弁を受けましたが、その後の設置状況についてお尋ねいたします。久原小学校、久山中学校、けやきの森を、個々に説明をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） ただ今議員からお話いただきましたように、山田小学校につきましては、今年度までの大規模改修に合わせて整備が終わっておりますので、来年度は久原小学校は大規模改修に当たっていないんですけれども、山田小学校に設置していますので、久原小学校の方にも洋式トイレの便座設置を考えております。まずは、当初予算に盛り込む準備をしているところでございます。

久山中学校、けやきの森幼稚園につきましては、今のところ何年という計画はございませんが、中学校、そして園の声を聞きながら、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 9月の答弁では、山田小学校では大変好評であったという言葉をお伺いいたしました。

であれば、まだ設置がなされていない久原小学校、久山中学校、けやきの森、これらについては計画、今の話を聞きますと、いつ計画するとか、現在は全くやっていないというように受け取れますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 久原小学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、計画の中に、来年度設置ということで当初予算の方に盛り込んでいきたいというふうに考えてお

ります。久山中学校の方は、声を聞きながら、まだ計画には入っていませんが、当面、来年度はまずは久原小学校からというふうに考えております。

それから、幼稚園につきましては、幼稚園はちょっと事情が違いまして、幼稚園の方はあまり温かい便座の必要がないという、幼稚園の方の先生方の声からはそういう声も聞いていますので、そのあたりの話をよく聞きながら、小学校、中学校とは事情が違うところがありますので、それを聞きながら対応していきたいというふうに考えておるところです。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 久原小学校は来年度予算ということであれば、今年の冬はつけないという解釈でよろしゅうございますか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） はい、今年度はもう間に合わないと思います。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 恐らく、久山中学校もそれに類するというので解釈できますが、けやきの森については、保護者とか利用の目的、仕方によって必要であるかないかは、それは別問題でよろしいかと思えますけれども、山田小学校は全てできたと、大変よかったということであれば、久原小学校に同じような数だと思えますが、それはそれだけの予算が取れないんですか。お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 久原小学校に新しい温かい便座をつけないということは言っていないです。計画をしていきたいということで、予算の中に盛り込んでいきたいというお話をしているんですが、それではいけないということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私の要望とすれば、できれば補正予算でも組んで、早急な設置をしてもいいんじゃないかというふうに解釈しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） トイレの設置につきましては、小学校の関係は私も予算化してやっていかなければいけないというのは、以前も方向性的には示しております。学校設備、いろいろな問題、予算というのは年々拡大してきているというのも議会の方でもご理解いただいているかなと思います。その中で、優先的に配分をしていきながらやっているということでご理解をいただきたいなと思っております。先ほど、教育長が申しましたように、久原小学校に対して、それをやらないとかいう話ではないというのはご理解いただきたいと思

います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、教育長さん、あるいは町長さんがおっしゃったように、やらないという、私はそのような解釈もしておりません。やっていただけるという解釈はしておりますが、山田小学校が全てできたということであれば、久原小学校をやっても、それぐらいの予算は久山町では取れるのではないかと、そこにやっていただけるんじゃないかなという希望があったもので、強く要望をいたしたところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 山田小学校のトイレというのは、ちょうど改修時期に合致して、効果的に行えたということも当然あると思います。当然、今ある施設というものを変えていくということになっていきますので、その辺のタイミングと、実際に予算的なものを含めた上で、年度当初に計上するというのが今の計画的にはなっているのかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 執行部の説明は、理解はできます。しかしながら、今の時代に合わせて、冷たい凍りつくようなトイレ、便座というのはすぐわないんじゃないかと。今の家庭では、恐らくそういう所はないと思います。そういう小さな子ども、入学してきた低学年に対しても、僕は小学校ぐらいは臨時の予算を組んででも実行していただきたいということで、重ねてお願いを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 議員が申されたように、久原小学校につきましてはできるだけ早く設置していきたいということで予算要望していきたいというふうに思っておりますが、本年度は工期的に間に合わないという現状がありますので、来年度というふうにお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） その点は理解できます。だから、私の来年度という解釈は、年が明けての来年度、できれば即にもでもやっていただきたいというような気で、そういう希望を持って1件目の質問を終わります。

次に、2項目めに入らせていただきます。

2項目めは、県道福岡直方線の歩道拡幅について質問をいたします。

9月定例会における歩道拡幅に関する一般質問に対し、都市整備課長から、福岡県に拡張要望を行ったとの答弁をいただきました。その後の県土整備事務所との協議についてどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 2番につきまして、都市整備課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答え申し上げます。

本年7月に提出した県への要望書に基づき、10月10日に開催された通学路安全推進会議において、福岡県県土整備事務所道路課交通安全・建設係長に現地を確認していただき、歩道幅員が狭く、危険であることを説明しているところでございます。県土整備事務所からは、県道福岡直方線の上久原地区において、歩道が狭い区間があることは認識していますが、県としては現在、歩道未整備区間である猪野篠栗線の猪野南大橋付近の歩道整備の設置を進めております。従いまして、当該区間については、久山町内における事業実施場所の進捗状況を踏まえながら検討してまいりますと回答をいただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 福岡県には、多くの市町村から多くの要望が出ておると思いますので、久山町からの強い熱意、要望、これによって工事も進められるということも考えられますので、続けて要望をやっていただきたいと、昼夜を問わずに歩道を利用していく人々の安全を守るために、ぜひとも続けてほしいと重ねてお願い申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 引き続き県土整備事務所の方に対して、歩道幅員の拡幅について要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） ありがとうございます。

一日も早い実現を期待して、この事項の質問を終わり、3項目めに移ります。

3項目めは、町内のため池、堤防の管理について質問いたしますが、町内のため池の数

は区単位でそれぞれ何カ所ぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3番目の質問につきましては、全般的に産業振興課長の方から回答させていただきますと思います。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ご質問の町内のため池は、全部で48カ所あり、この内訳としまして、農区単位で申しますと、猪野農区7カ所、上山田農区13カ所、下山田農区10カ所、上久原農区6カ所、中久原農区9カ所、最後に下久原農区3カ所となっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 久山町内に48カ所、大変多い池と驚いておりますが、このため池における区単位での管理方法、あるいは水門の管理方法、これはどのようになっておるか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

先ほど申しましたため池ですけれども、この管理につきましては、各農区におきまして組合単位や受益者単位など、ため池ごとに担当される農家の班分けをされ、ため池、それから水門の管理等を適切に行っていただいております。ご質問の堤防の草刈りにつきましては、年に1回から2回実施されており、ラブアースや道路愛護デーに合わせて行っている所もある状況でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） そうすると、町から直接業者、あるいは草刈りをする場所に、シルバーとか、そういうところに頼んだ、そういう箇所は1箇所もないんですね。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ため池等の堤防等の管理は、原則的には受益者である農業者で行っていただきたいと考えておるところでございますが、斜面等の危険性があるような所は、農区の方からご相談があった所については、町で対応している所もございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 分かりました。農区から希望があれば、町で管理してあげるというようなことをお聞きしましたが、それは妥当だと思います。他の部分から苦情あるいは要望が出ていないから、今まで問題なかったかと思いますが、上久原の事情を申しますと、上久原が6カ所ということではありますが、今草刈りに出る、草刈りというのは雨季にあり、足元の悪い時期にやることが多い。そのようなときに、今は出る人が少なくなったと、そういう問題を抱えておる。その中で、管理作業中にけがなどをした場合、事故の補償はどのようにしておるのかを尋ねられたことがございますので、私もそういうところははっきり分かりませんので、町としてどのような考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ただ今ご質問がありました、草刈り等の作業中におけるけが等の事故補償でございますけれども、このような場合は、現状としましては、公民館総合補償制度等で対応されている状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、公民館補償等で補償されるとお答えがありましたが、上久原の農区の方からは、町にそれを尋ねたところ、補償は全くないという返事を受けたということでございますが、それはどちらが本当か、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

そのような話は、町の方は、特に私ども産業振興課の方には上がっておりませんので、存じ上げておりませんが、ほかの農区からは、公民館総合補償制度で対応しているということはお聞きしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 分かりました。それでは、上久原の方からそういう要望があった場合は、はっきりした納得いく説明を課長の方からしていただくようお願いいたします。

ため池の役割は、水田を守る役割が主ではありますが、時代とともに草刈り作業、あるいは水の管理のできる人が大変少なくなっておりますので、これから先大きな問題になってくるのではなからうかと思っておりますので、今後とも町の方で考えるということをしていただきたいと思います。全く今のところはそういう予定はございませんか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、ため池の話、今久芳議員がおっしゃっているような課題というのは、私どもも認識しております。一番の問題は、農地の管理ということ、農業後継者を、いかに農地を保全していくかということがなければ、管理をしていくということではできないということになると思います。そちらの問題にしっかり対応しなければいけない。

あと一つは、これは農区、農地を保全していくということにつながるといことで、農家の方に管理をお願いしているということになります。高齢化に伴い、危険な箇所については検討していかなければいけないというのが、先ほど課長が申したとおりでと思います。

ただ一方で、管理をしていくということ、町内全部を全て町が行っていくということになったときに、町として果たしてそれをやっていけるのかということは、そこも違うんじゃないかなと思っています。ですから、その辺も踏まえた上で、問題認識としてしっかりと捉えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 恐らく、私どもが考えることも町が考えることも同じだと思いますが、これも時代とともに担う人がなくなるということがありますので、ぜひとも相談があったときは慎重な協議をしていただきたいということをお願い申し上げて、この質問を終わります。

次の4番目に移ります。

県道35号線久山町役場入口に接した緑地帯の整備について、令和3年9月定例会において、私の一般質問をいたしました。町長の答弁は、町の置かれている状況を含めた上で、検討の時間をいただきたいということであった。この土地の美観や有効活用についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 役場の下の変差点につきまして、緑地帯につきましては、今現在健康田園都市財団が管理していただいて、しっかりと花等を植えていただいているので、景観的には損なわず維持できているかなと思っています。

ただ一方で、先ほど久芳議員がお話しいただいたように、役場の下ということだけでなく、久山町のメインゲートとしても大事な場所であるということは私も認識は変わりません。いろいろな事業をやってきた中で、なかなかそちらの方にまだ着手ができていないという現況でしたが、私としては、今後他の事業等の関連もありますが、令和6年度にもう一度あそこの活用については、議会の方に予算計上していきたいなというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、町長のご説明で、納得はいきます。今日現在は、草が刈り払われてきれいになっておりますが、夏場は草の背が高く、とても印象がよくありません。一方は、狭い方、小さな方は花なんかを植えてきれいにしてありますけど、久山町の玄関だと私は考えておりますので、ぜひとも有意義な利用方法を考えていただきたいと重ねてお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私としても、そういう植物・花等を植えて、その時期以降の管理というのはなかなか難しいなと今は思っています。

ただ一方で、そういう入り口を通る方、久山町を通る方が見て、久山町はそういう自然の豊かな町だなというのを認識していただきたいなと思っています。町民の方がなかなかあそこに集うということというのは、場所的にも私は難しいのかなと思っていますので、そういう面も含めて、あそこの活用、町の発信につながるような活用をやっていきたいなと思っています。私個人としては、そういう久山町のそういう自然をPRできるような状況の公園が望ましいんじゃないか、そういう活用を考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） それは、そのとおりだと思います。あそこで遊べるとか集えるような場所でもありませんので、ただ通ったときにきれいな、僕は芝だけでもいいと。久山町のカントリークラブの芝を見るような形で、そういう形でもいいから、見栄えのよいものを考えてほしいという要望をもって、この質問を終わります。

次の五つ目に移らせていただきます。

旧山田幼稚園跡地を中心とした総合的整備についてお尋ねいたします。

町民の誰もが楽しめる憩いの園を提案いたします。旧山田幼稚園跡地と河川・遊歩道・近隣の森林等を活用した町民の誰もが楽しめる憩いの園、小松ヶ丘住宅地の安全を守る迂回路^{うかい}など、総合的整備について考えはあるのか、尋ねます。

町として、旧山田幼稚園跡地のみの開発を考えてあるのか、あるいは幼稚園跡地および隣接地の森林を含んだ開発を考えてあるのか、それとも現時点では計画としては白紙なのか、いずれかお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の山田幼稚園の跡地の活用ということにつきましてですが、確かに議員がおっしゃるとおり、あそこは桜並木のきれいな所で、山もあって自然豊かな場所だと思っています。そちらにつきましては、活用としましては、町としては宅地化をしていきたいと思っています。現在、令和6年6月、上山田南部土地区画整理準備組合が設立され、現地測量や関係機関との協議がスタートしている、そういう状況になっています。ですから、今議員のご指摘のように、あの辺一帯を宅地を含めた上での整備、区画整理というのが今地域の住民の皆さんで動き出したという現状になりますので、そちらの方を踏まえながら、町としては対応していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません、訂正させていただきます。令和5年ですね。令和5年に上山田南部土地区画整理準備組合が設立されています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 区画整理組合を立ち上げてあるということをおは知らずに、提案いたしました。私の要望ではありますが、できれば旧山田幼稚園跡地を久原校区と山田校区、商業施設であるトリアス久山を結ぶ要所として、あの場所を開発することを提案したいと思っています。町の人口を増やす方法には、先に住宅を造成する方法と、久山に憧れるような場所づくりをして人を呼び込む方法、二つあると思いますが、私は後に述べた方法を進めていきたいと考えています。山田幼稚園跡地と隣接の森林を含めた開発を行うことにより、小松ヶ丘住宅を通り抜ける、狭く暗い危険な町道の改良が行えます。自然が楽しめる草スキーや、木登りを楽しむ子どもの緑の楽園を造り、展望には南にはゴルフ場、久原小学校を望み、西には山田の桜並木の河川公園を望み、町の特産物、手芸品販売等々ができるような夢を広く広げた総合的整備を行うことがよろしいかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員の今の構想というのは、すごく参考にさせていただきたいなと思っています。ただ一方で、今現在久山町の住宅供給に対して、ニーズというのもすごく高い状況です。町としては、まず宅地化できる所については宅地化をして提供していく。議員のおっしゃっているような、町としての魅力を発信するいろいろな面につきましては、総合運動公園も含め、いろいろな場所で果たしていくというのがまず必要かなと思っています。ただ一方で、先ほどもお話をさせていただいたように、地権者の方が住宅地、

宅地を進めたいということについて、町としても一緒に取り組んでいきたいと思っていますので、そちらの方との協議が必要だと思っています。

ただ、議員がおっしゃるように、久山町としてただ宅地を提供すればいいかというわけではなく、そういう身近に自然を感じるという住宅供給というのは、これからの久山町にとっては必要なポイントとなると思いますので、その辺につきましては区画整理の準備組合の進み具合を見て、いろいろなことについては協議をできるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） あの場所は、久原校区、それから山田校区の共通した中心的な場所だと私は考えておりますので、これを単なる住宅ということではなくて、総合的に、商業的なトリアスもあることで、この3点を結ぶ一番開けた場所にしていただきたいなという方に考えておりますので、できればそのような方向で考えていただきたい、そういうことを願って、質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は11時15分、11時15分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 3番阿部哲でございます。

今回、4問の質問をいたします。

1問目は、公共施設（道路・水路・公園・農業用水路・農業用排水路・ため池・堤防）の雑草除去と管理について、次に交通安全対策の視点から見る町内道路の車両の流れについて、3問目に公共交通（イコバス）の利用改善・促進を見据えた新宮町への接続について、4問目に草場地区の住環境整備について質問をいたします。

それでは、1問目に入ります。

公共施設（道路・水路・公園・農業用水路・農業用排水路・ため池・堤防）の雑草除去と管理についてでございますが、今年度は例年になく高温日が続き、米の収穫も減少し

た。一方では雑草が非常に繁茂しており、非常に困った状況の中、雑草除去と管理がされていない所が多く山積しています。

そこで、次の点について質問をいたします。

まず、①でございます。

道路愛護デーなどで一部集落内の除草はされていますけれども、町全体には行き届いておらず、公園などはカズラなどが絡みついた箇所が多く見受けられます。道路・水路・公園などの管理について、今後どのような形で考えられておるか、まずはお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、都市整備課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今年度の雑草は異常なほど繁殖し、健康田園都市財団やシルバー人材センターに年間委託している頻度では追いつかないほどの繁殖状況となっております。例年、ラブアース久山や道路愛護デーでの各地区においてお願いしている除草作業でできる範囲を超えた雑草が繁殖しました。年間委託している以外の除草作業委託は、令和3年度16件で435万円の委託業務を発注しております。令和4年度は、19件466万円の業務を発注しております。本年度の草刈りの業務委託は、11月末時点で24件729万円の業務委託を発注しております。さらには、草刈り作業を行ってもらっている方の高齢化により、道路のり面等の斜面や河川沿いの草刈りができない旨、組合から出てきております。今後は、各地区で除草作業を軽減するため、交通量の多い道路や勾配のきついのり面については、施設管理者の方で除草できるよう、予算を増額していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、年々費用もかさんできておるところでございますが、今課長が言われましたように、高齢者が増えておる中で、それぞれの組合で作業される範囲も狭くなってきて、組合と組合の間の雑草が伸びきった状況が多々見受けられる状況でございます。こういうことを今後どういう形で対処していくかという問題が、1点あるんじゃないかならうかと思えます。

それともう一点は、いろいろな所で今、今年につきましても24件の729万円ということでございますが、実際にその729万円をどこから進めていくかということが一番問題じゃ

なかろうかと思います。1点は、久山町の玄関口は深井の交差点だと思います。今、深井の交差点の公園が河川からのカズラで、ツツジが見えません。その状況が続いております。それから、せっかくの桜並木が赤坂緑道、それから新建緑道においても、河川からのカズラが今ずっと引っかかっておるといふか、絡んでおるといふ状況が見受けられます。まずは、そういう所は先にそこだけでも除草とか、カズラの排除とか、そういうことを先に現地を調査されまして、するべきではなかろうかと思いますが、その点につきまして回答をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答え申し上げます。

今年度の雑草の繁殖については、異常なほどということでも申し上げましたとおり、まず都市整備課の方で優先しましたのは、住宅地に近い所に雑草、先ほど言ったカズラとか、そういったものが繁殖している所を優先的に刈った結果になっております。議員がおっしゃられる深井交差点であるとか、猪野の河川沿いのカズラについては、最小限のことでということで、職員でまず切れる所は切って、その後、予算の関係で業者の方に委託する計画でありました。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 課長が今言われました職員で切るといふことは、別の問題だろうと思っておりますよ。だから、そういうことではなくて、全体的にいろいろなことで対応をすべきではなかろうかと思っております。集落に近い所からということもありますけれども、実際に見える所は、すぐ対応する必要があるんじゃないかならうかと思っておりますし、実際に緑道辺りの^{せんてい}剪定作業もされております。しかし、こういう場合は^{せんてい}剪定は後にして、そういう所を先にするとか、そういうことと併せて^{せんてい}剪定の仕方も、自然樹形の形をもって対応していくとか、ある程度^{せんてい}剪定の仕方もいろいろあるらうかと思っておりますけれども、^{きょうせんてい}強剪定といひますか、多く刈り込む必要もなかろうかと思っておりますよ。住宅地辺りでどうしても落ち葉の関係とか、いろいろな問題で必要な所は、部分的に刈り取りは必要かと思っておりますけれども、全体的な^{せんてい}剪定の仕方も、あまり金をかけないで幅広く、そしてまた本当に今すべき所に対応するという形の臨機応変な仕方を進めていただければどうかと思っておりますが、それについて回答をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

まず、第一に草刈り、^{せんてい}剪定、そして作業員といふか、実際に作業をお願いする方の労務

が足りていないという、実際人数も足りていないという問題、いろいろな複合的な問題が今発生しています。私としても、まず危険な箇所について、要望等があれば、それに対して必要性があれば、随時計画のない範囲でも判断してやらせていただいています。

それで、議員のご指摘のように、タイミングだと思います。どうせやっていくならば、一番いい効果があるタイミングでやっていくということについては、職員にも指示をしながら今対応をしていますが、なかなか全部が行ききっていない状況かなと思います。今後、今お話しいただいたように、ある程度予算というのが増大はしていくんですが、その中で創意工夫をするときに、もう一度今までのやり方じゃなく、^{せんてい}剪定の順位であったり刈り方であったり、そういう見直しをする時期であるんじゃないかと。今、コロナが明けて、その対応に追われている状況でしたので、今後必要な点だと思いますので、その点については対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、できるだけ玄関口とか、見える所につきましては、速やかに対応していただければと思っております。

次に、農業施設に関係しまして質問をいたします。

農業施設関係の農地法第3条および利用権設定などによって、町外の方の耕作者は、今久山町全体の農地の何%ぐらいになっておるか、まずはそこをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員の②番、③番、④番、⑤番につきましては、関連性がありますので、産業振興課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ご質問の町外の耕作者の割合でございますけれども、令和5年11月30日現在で17.7%となっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 17.7%というのは低いような気もしますが、これは耕作者の所有者だけの問題ですか。利用権設定まで含めた形で17.7%でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ご質問の3条の分と利用権設定の分を含んだものでございまして、町全体の耕作面積、

これが今220haございます。これに町外者耕作面積が39haでございますので、割合としては、先ほど申しました17.7%になっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 現実的には、半分近くになっておるといことも聞いておりますけれども、数値的には少ないようでございますけれども。

次の③番目に入りたいと思うんですけども、久山町においては、今まで農業関係の施設につきましては受益者負担を取っておりません。その中で、ほかの町におきまして農業用施設の工事に係る受益者負担金制度があると思っておりますが、今の現状をお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ご質問の糟屋地区1市7町の状況につきまして、お答えさせていただきます。

3市町におきまして、負担金の実績が現在ございます。この多くは、水利組合等を組織され、農区や企業から水利費を徴収されており、水利組合として財政運営等がなされている状況にあるようでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 1市2町ということでございます。以前は、大体糟屋1市7町全部が、1市6町ですね、久山町をのけて。全部受益者負担があったようでございますが、今1市2町ということでございます。久山町は、一度も受益者負担金を取っておりません。それは、水田農地は調整池であり、自然環境に大きく貢献しているということで、農業用施設の水路・道路・ため池・堤防の維持管理を農業者にお願いしておるということで、受益者負担は取ってきておりません。

そういうことで、④番目の質問に入るわけでございますが、耕作放棄地や町外者の耕作による農地において、農道・農水路・ため池の堤防などの、のり面除草ができていない箇所が非常に多くできております。といたしますのが、耕作はされて、周りの畦畔等の除草はされていないとか、ため池の、のり面の除草のときには、町外者の方はそれに加わっていないとか、いろいろな形で今問題になってきております。その関係につきまして、現状はどのようにとってありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

ご質問のような箇所の除草につきましては、原則は受益者である農業者で行っていただきたいと考えており、地元農区のルールに基づいて行われるのがふさわしいと思っております。また、耕作放棄地ということで、実際管理不適地はございませんが、利用権設定等における適正管理の問題、議員がおっしゃるような問題ですけれども、これにつきましては農業委員会において許可審議の時点で考えていく必要もあると思っております、まずは農業委員会の中で話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで指導をされておるといことでございますが、実際に一番下に耕作をされておる方の途中の水路が、町外者の方とか耕作放棄地であったりすると、どうしても水路の整備がされていない、雑草の除去がされていない、いろいろな問題がずっと出てきておるわけです。そういうことで、現実的にはなかなかそのようにはいつていない。それから、実際に農道整備についても、なかなかできていない状況が多く出てきております。それについて、どういう形で考えてあるか、再度お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この問題について、私も課長とも議論をさせていただきました。それで、持続的にこの久山町の農地をいかに守っていくか、管理していくかという観点が一番大切かなということになりました。それで、先ほどの道路等とも同じになるんですが、危険な箇所等については、今後考えていかなきゃいけないだろうということはまず確認しました。そして、なおかつ一番の問題としては、その方が利用権を設定して使われるという段階で、いかにきちんと管理をしていただく手法を考えるかということについては、まずやっていかなければ、持続的に管理していく良好な田園風景を維持できないということになりましたので、まずはそちらの方について力を入れていくというのが大事じゃないかと考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今町長が言われるとおりだろうと思います。

そこで、⑤番目になるわけでございますけれども、久山町の田園風景を守っていくためには、農地保全が一番大切だろうと思います。そういう中で、農地法の第3条、所有権移転とか利用権設定時に管理条件とか、転用申請におきましても周辺土地の管理をどのような形でそこをお願いできるかとか、農業委員会の方になろうかと思っておりますけれども、そのような形をどのような形で持っていくかということを再度お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 産業振興課、横山課長。

○産業振興課長（横山正利君） お答えいたします。

農地法第3条や利用権設定の許可の要件としましては、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっており、現状は自作地を適正に管理されるよう指導しております。しかしながら、前の質問の答弁と同様になりますけれども、周辺の適正管理の問題というものは、今後農業委員会において、許可審議の時点で考えていく必要もあると思っております。また、農地転用申請時における周辺の土地管理につきましては、この許可の要件ではありませんので、現状はお願いにとどまっているところでございますが、他の市町におきましては転用の水利承諾の際に防草対策等を条件とされているところもございますので、本町にふさわしい形について、農区の方と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今課長が言われましたように、再度そういう形でお願いしたいと思っております。現状的には、転用されているトラックヤードの周辺が雑草がそのまま繁茂している状況でございます。ですから、許可後も何らかの形で指導とかお願いとか、そういう形で回る必要もあるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういうことでよろしくお願いたします。

次の質問に入ります。

交通安全対策の視点から見る町内道路の車両の流れについてでございますが、9月定例会において、県道猪野土井線の下山田・上山田地区における道路の一旦停止標識の問題について質問をいたしました。この回答につきましては、上山田から下山田方面への交通量が多いということで、県道、町道に関係なく交通量が多い方が優先ということで回答がされました。粕屋署の方がそういうことで回答されました。しかしながら、何のためにバス路線を今河川側に移して、下山田の集落内をバス、それから大型車両を通さないということで、不便は皆さん承知の中で、皆さんが河川側に県道を移してくださいということで、今集落内は30km制限になっておるわけです。ですから、そういう中でいくと、粕屋署の回答は交通量が多いから優先ということで、下山田の公民館前の方の車、車両が多いから、そっちを優先ということでは、何のために道路を切り替えたか分からない。だから、あそこの交差点は、新幹線側と県道の間は町有地だろうと思うとですよね。あの辺を活用しながら、交差点改良を県にお願いして、あくまでも県道を優先という形で、極力下山田の集落内に車が行かないように、通過交通、通過車両が行かないようにするのが町の役目だろうと思っております。

そういうことで、警察が言ったからこうですよということではなくて、本来の形がどうあるべきかということを考える必要があるんじゃないかならうかと思います。ですから、上山田の中においても、そういうことで今上山田の信号機から、今中学校の方から来た車両が、信号機から左折して集落内を通過車両が走っております。しかし、前久芳町長も、そっちの方が走りやすいからと公然と言われました。おかしくないですかということ、あくまでも新幹線側に誘導する必要があるんじゃないかならうかと思うとですよ、中学校からの。そのための道路改良をしとるわけです。ですから、そういうことの車の流れを再度見直す必要があるんじゃないかならうかと思います。一応ここで回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 前回の質問事項にも関連しますので、都市整備課長の方から回答をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えいたします。

前回の主従の関係のお話については、警察との協議の中で道路幅員を含めたりとか交通量の観点から、今の現状の方が適切であるという回答をいただいております。それで、上山田～下山田線の町道が県道の抜け道的になっているという所は、私も認識しておるところでございます。町道の所の交通規制に関しましても、30km規制を、その部分を変えてしまえば、主従の関係で県道の40km規制が山田小学校の所になってしまうということも警察の方から伺っておりますので、今すぐにその所を変えるというのは、今現時点では難しい。また、町道の方に大型の規制が立っていますので、大型車は県道を通っているんですね。それで、大型車の右折等で信号を何回か待たなきゃいけないので、一般の普通車は町道の方を通っているという現状が見受けられますので、そういった所の規制とか、その辺を考えながら、さらに警察と協議しながら、できるだけ生活道路を通らないような策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、都市整備課長の方が言われましたけれども、大型車両は通行しないけれども、普通車等はやむを得んという形に聞こえました。しかしながら、大型車両じゃなくて、今中型というんですかね、コンテナという箱形の貨物車が今多く出ております。そういう車両が非常に多いんですよ。ですから、ただの普通車ではなくて、そういう車両、それから通り抜けていくわけですね。下山田の信号から古賀方面に通り抜けていく車両が非常に多いということで、それを排除して、生活道路として、していく必要がある

んじやなかろうかと思うとですよ。ですから、今、少し触れられましたけれども、非公式という話の中で、公民館前の道路が40kmになるかもしれませんよという話もあるわけです。そうすると、何のためにバス路線から全部切り替えたかということになってくるわけですよ。ですから、今30kmになつとうのは、30kmを堅持しなくてはいけない。だから、上山田の中も30kmでそのまま残してもらいたいということでございますので、その30kmで残すためにも、町としての道路の在り方、それから交差点の在り方、そういうことを考える必要があるんじやなかろうかと思えます。再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） ご指摘のとおり、新幹線の県道の方がまだ未整備というところだと思います。例えば、歩道が整備されていないとか、また大型車が通る上での右折ラインが造られていないとかということもありますので、県道の方を車が優先して通るような形で、県道の整備をまず県の方をお願いするとともに、また引き続き警察と協議しながら、生活道路が抜け道にならないような対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、課長が言われましたように、まずは県道整備で歩道設置、それから交差点整備と、そういう要望をまずは起こしていただきたい。町がそういうことでアクションを起こして、そして警察にも、こういう形の流れをお願いして、バス路線も全部変えたんですよということを知ってもらう必要があるんじやなかろうかと思えますので、よろしく申し上げます。

その次に、県道福岡直方線の方に移りますが、福岡直方線では頻繁に渋滞が今発生しております。直方方面からの車両を山の神交差点で土井古賀方面、それから福岡方面、篠栗201号方面への、実際振り分けの交差点であります。しかしながら、まだ末端道路が整備できておらないために、まだまだ真つすぐ深井の方に行く車両が多く出ております。そういうことで、バイパス的に猪野篠栗線、猪野土井線ではなく、町道が抜け道と今なっております。それで、東久原の所から左折して、久山交差点から上山田の方へ、それで古賀方面に抜けていく車両が非常に多うございます。そういうことで、町道が抜け道に今なっておるとございますので、そういうことを今後、最終的な久山町の車両の流れをどういう形で整理するか。久山町におきましては、周辺を福岡直方線、筑紫野古賀線、猪野篠栗線、猪野土井線の県道で囲まれておりますので、これを有効に活用しながら、町民の安全になるような形の道路を、スムーズに車両が移動できるような形を、町そのものが

考える必要があろうと思いますし、そのための誘導標識とか、そういうこととか道路の位置付けとか、そういうことが必要ではなからうかと思えます。そういうことにつきまして、回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

福岡直方線の所は、まだいまだに土日とか、時期的に渋滞している所は見受けられていると思います。朝夕のところの抜け道的にも、町道が通っている箇所もあるというのは認識しております。対応として、ほかの道路の方に誘導するというのは、なかなか町だけで考えるのは難しいところがございますので、そこについても同じように県や警察と協議しながら、どのような形で案内をするというのがいいかというのを協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） それは町だけの問題ではなくて、粕屋署、それから県の方につきましても、そういうことでお願いする必要がありますし、ただ町としての認識をまたそういうことで持つ必要があるんじゃないかならうかと思えます。

それから、県道猪野篠栗線、それから町道の藤河～猪野線につきましては、実際に筑紫野古賀線と並行して走る須恵新宮線の非常的な道路になるということで、将来構想の中にはあります。ですから、筑紫野古賀線で何か事故があったときには、常に須恵新宮線の方に迂回^{うかい}できる、また逆の場合もありますし、そういうことの将来構想の中での猪野篠栗線でありますし、藤河～猪野線の位置付けになっております。ですから、猪野篠栗線の後、篠栗方面につきましても早く改良ができますように、それから町におきましても、藤河～猪野線の道路改良が早く進みまして、そしてまた同じような形で新宮町ともそういう形での協議を進めていただきたいと思いますので、その点につきまして回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、大きな幹線道路による渋滞ということで、私が課長とも議論をしている状況で、下山田の先ほどの質問についても、現場等も踏まえながらいろいろ議論をしました。まず一つに、いろいろな今の福岡直方線にしる、その問題、これにつきましても久山町はまず立地位置がどうしても通過の場所にあると、目的地に対してあるということが一つ。次に、福岡都市圏の発展が急激に進んでいるということが、車両の増大になっているんじゃないかと思っています。そして、最後に、生活道路に入っていくというの

は、人間の心理上時間を待ちたくない、もしくは最短距離を行きたいという問題によって、そういうことが起こってきているのかなと思います。

今後、この問題というのは自治体だけで解決するという事はなかなか難しいと思っています。それにつきましては、先ほども課長も申しましたように、警察署も含め、県土整備事務所も含め、議論をしていこうということは確認しています。

もう一つは、同じような問題が全国にもいろいろ出てきていますので、そういう問題についてもアンテナを張って、久山町で使えるものがあれば使っていきたいという話は確認を取っています。

最終的には、今言われたような必要な道路の改良につきましては、町としてもしっかりとその状況を踏まえた上で要望をしていき、早期にその幹線を造っていく形をどうやっていくかということが、一番の解決の道になると思います。ただ、時間がかかりますので、その分生活道路についての支障については随時対応をやっていくという、この二つでいかなきゃいけないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が言われますように、時間はかかります。しかしながら、町がそういうことで認識を持って、道路整備、また道路網のいろいろなことでの認識をしてもらいたいし、いかに町民に安全のための車両をどう流すかということになってこう思うとですよ。今、特積みとか、いろいろな形であちこちで開発というか、できています。そういうトラックの流れをいかに県道に流していくか、町道じゃなくて県道に流していくかが必要だろうと思うとですよ。そういうことで、今後の考え方を進めていきたいと思っています。

それでは、次の3番目に移ります。

公共交通（イコバス）の利用改善・促進を見据えた新宮町への接続についてでございますが、JR篠栗駅を拠点とした公共交通体系が定着してきております。高校生の通学をはじめ通勤や買い物などの利便性向上のために、福岡都市圏などへの移動手段を拡大する必要があると考えます。

そこで、イコバスの利用改善・促進ということで、新宮町への接続を検討してはどうかということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件につきまして、経営デザイン課長の方から回答をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 今現在、町外での接続につきましては、篠栗駅だけとなっております。議員がおっしゃられるように、新宮町で接続することは町民の方の利便性向上につながるようになると思います。新宮町に接続する場合、現状の経費等も含めて回答をさせていただきます。

イコバスの新宮町への接続につきましては、最短距離であれば、佐屋バス停で新宮町のコミュニティバスと接続することが考えられます。方法としましては、町内巡回または幹線を延伸するか、新たなルートの新設するかが考えられます。まず、町内巡回を延伸するケースですが、イコバス町内巡回は山田ルートと久原ルートを分けておりますので、久原ルートを利用される方は乗り換えが必要になりますが、ここでは山田ルートの延伸の場合をお話しさせていただきます。

平日、山田時計回りが7時50分から14時58分まで、山田反時計回りが8時5分から15時25分まで運行しております。藤河から佐屋、それから大谷川と、藤河と大谷川との間に佐屋バス停を追加すると仮定します。その際には、大谷のバス停を移設しなければスムーズなルートが確保できません。時間は、乗降時間も加味しますと5、6分ほど延び、また運行経費やバス停移動など、増加する経費が試算で約250万円見込まれます。ただ、この場合、通学・通勤利用には時間帯が合わないため、おおむね利用できず、買い物等での利用となると、利用者が極端に限られてくる可能性がございます。

次に、幹線の延伸のケースですが、下山田から佐屋バス停を経由してトリアスに行くルートが考えられますが、延伸距離は6.4km、14分ほど増となります。現状の便数を維持したとしまして、運行経費は試算で約4,100万円の増加となります。また、延伸することにより、1便当たりの運行時間が長くなることにより、現在の便数を維持することはできなくなることも考えられます。

新規ルートを設置する場合、トリアスから佐屋まで距離は6.4kmであり、1便当たりの運行経費は試算で約1,700円になります。加えて、バス購入費、バス停設置費がかかります。他の公共交通機関との接続は、どの場合も篠栗駅でのJR、トリアスでの西鉄バス、佐屋でのマリックスと、異なる三つの交通機関への接続を考えなければならなくなり、ダイヤ編成がかなり難しくなることが予想されます。

一番課題となりますのは、現在国全体で運転手が不足し、委託先の交通事業者におきましても、運転手確保が大変厳しい状況にあることです。また、新宮町へ接続することにより、利用がさらに分散し、トリアスでの西鉄バス利用者が減少する恐れがあり、利用者数の減少は西鉄バスの減便につながりますので、それは避けなければならないと考えていま

す。

以上のような状況から判断しますと、町民の方にもトリアスから篠栗駅を結ぶエコバス幹線系統の利用が定着してきており、篠栗駅から吉塚まで、または長者原経由で香椎までと行けば、本数の多い鹿児島本線を利用できます。阿部議員がおっしゃるように、新宮町での接続は公共交通を充実させる手段の一つになりますが、今は今ある資源の中で幹線系統を充実させる方が住民の皆さんの利便性が高く、効果的であると考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、いろいろな問題があるということでお話でしたが、実際に立花地区とか佐屋地区の方も、久山の方への希望がたくさん出ております。そういうことで、今町としての問題は今いろいろ課長から言われました。しかしながら、新宮町との協議で、一緒のテーブルの中で、どうしたら一番経済的かということとか、そういうことをまずは新宮町と協議していただきまして、新宮中央駅か福工大前か、そういう形をどうしたらつなげるか、どうしたら経費がいいかという形の協議をお願いしたいと思います。新宮町の方でも、立花地区が今実際にマリックスは通っていないんですよね。マリックスは、花立花の下側を通っていますので、立花を通っていない。そういうことも含めまして、新宮町でもその所に何とか公共的なバスを通せないものかということ、新宮町の方でもそういう話が出ております。そういうことで、いろいろなことで問題点はたくさんございますが、そういうことで新宮町とまずは協議で、どうした場合が一番経済的か、スムーズにそれがつながるかということ、これを協議していただければと思っております。幸いにしまして、新宮町のバス会社と久山町のバス会社は同一の会社でございますので、その点も含めまして、まずは新宮町とその辺の接続について協議をしていただきたいと思います。それにつきまして、回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

課長の方から現状を、公共交通活性化協議会においても議論されてきた内容についてご報告をさせていただいたと思います。ただ一方で、久山町の公共交通が今後どのような方向で持続的にやっていくかということについての一つの提案かなと私は思っています。実際、新宮町に移動の手段だけでいくとなると、JRの問題、西鉄の減便につながる問題、いろいろなことがあると思います。ただ、利用者の生活の便利性、買い物にしろ、いろいろなことについて、病院もあるでしょう。そういう面の観点については、新宮町と久山町との経路について、私も議員がご指摘のように、新宮町のコミュニティバスが通っていない

い場所も把握しています。それについては、新宮町の方と今後少し議論をしていくことは可能ではないかということは、私の方では話をさせていただいておりますので、今後それが、具体的なレベルというのはまだ起こっていませんが、その可能性については探っていきたいと思っています。

それで、一番の問題が、先ほど課長の方が申しましたように、運転手さんが確保できないというのは、これは西鉄も同じような問題が起こっています。日本全国、今ライドシェアというのに対して規制緩和をとという声がすごく高くなっています。これは、タクシーの運転手さんがいないと。高齢者が増えてきているという問題で、移動手段が確保できない。そうすると、民間のそういう道路運送法等の改善によって、気軽に輸送できる、目的地にですね、皆さんを運べるということについての検討が今行われているというような状況になっています。ですから、私としても今のままのコミュニティバス、タクシーだけで久山町の公共交通が持続していくかということについて、全体を含めて、その辺についても広域利用も含めて考えさせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長が今言われましたように、広域的ということで、新宮町、それから古賀市の方向へが全く交通手段が今ないんですよね。ですから、今的にはいろいろな問題はあるかと思えますけれども、そちらの方への交通手段、そしてまた町民がどちらで行くかとか、いろいろなことで考えられるぐらい、両方そういうことの交通手段が改善できればと思っていますので、よろしく願いいたします。

4番目に入ります。

4番目、草場地区の住環境整備についてでございますが、草場地区につきましては、シリーズ的と言ったらおかしいですけども、大体毎回何らかの形で草場地区の住環境整備について、また質問をしておるところでございます。

今現在、桜の丘住宅の皆さんが地域に溶け込まれ、夏祭りが盛大に行われたと聞いております。また、何軒かの建て替えも進んでおります。しかし、一方では以前からある棟続きの住宅地などでは、下水道や道路、排水路など、住民の暮らしに必要な施設整備や、建物老朽化に伴う建て替えの見通しが立たない状況があります。これらの住環境は、ある程度町が関与しなければ進まない問題がたくさんあるかと思えます。そういうことで、草場全体的に地域を分割して、計画年次を定めて、どういう形で全体の住環境整備を進めていくかということ、計画的なものを定めていただければと思いますが、その点につきまして町長のお考えをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、議員のご指摘のように、棟続きの長屋住宅、そういうのは建て替えが容易ではないということはある程度認識しておりますし、草場地区に何軒あるかも把握をしています。ただ一方で、これにつきましては民民の問題でありまして、片一方が空いたとしても、片一方の方が住まわれていれば、当然扱えないという状況になりますし、それが同時に利用するというのであれば、何らかの町の対応も、もしかしたら考えられるかもしれません。ただ、今現在はなかなかそういう状況の話というのは来ていないというのが現状です。ただ一方で、平成27年に調査した段階よりも空き家の数が減っているという現状もありますので、草場の住宅開発が一定程度そういう促進につながっていると思いますので、もう少し草場地区の魅力を高めていくことが、空き家の解消の推進にもなっていくのかなと、民間レベルの活用になっていくのかなとも思っています。

町としては、今後そちらの問題というのは随時皆さんの相談等には乗っていきながら、建築基準法と照らし合わせて、アドバイスできることはやっていきたいと考えておりますが、まず最初にやっていかなければいけないのは、以前議員のご質問にあったように、草場南地区まちづくり基本調査、今こちらの方をやっておりますので、そちらの方から優先的にやっていくというのが今の段階になっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、新幹線の入り口一帯の整備計画がされておるということで、今おっしゃられました。民民の問題ですから、なかなか町が入りにくいということもございましょう。しかしながら、不動産業者あたりに、ここはこういうことが解決すればできますよとか、そういういろいろなことの中で、個人個人が建て替えるというのはなかなか難しいと思いますので、そういう形で町がいろいろなことで業者さんとの協議とか、いろいろなことの中で進められるという方法もあるんじゃないかと思うとですよ。町が直接することではなくて、不動産業者とか建築業者とか、そういうことの中で速やかにそういうことを改善できていけばなと思っております。現在ある排水路は、昔からの排水路がたくさんありますし、また石積みにつきましても、炭鉱ボタで使われた石積みとか、いろいろなことが現状ではすぐわない構造になっておる所がたくさんございます。そういうことを含めまして、全体的な住環境をどうしていくかということになってこうかと思うとですよ。ですから、優先は新幹線前の南地区ということとございましてけれども、全体的な形をどう住環境整備にしていくかということとをまずは頭の中に入れてもらいたいと思います。

そういうことで、最後お答えをお願いしまして、質問は終わります。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、今やれるところからやっっていこうというのが私の考えでした。

ただ、一方で景観、環境という問題を考えたときに、そういうところが残っていくというところもあるのかなと、今議員のご質問をいただいたときに思いましたので、そういう全体的に町、草場地区をどうデザインしていくかということについて、まずは現状等も踏まえてしっかり対応したいと思います。

あと一つは、町民の皆さんが建築、建て替えていく、もしくは引っ越してきたいという方から草場地区のそういう建築について相談があれば、当然そういうことに対しては真摯^{しんし}に対応していきたいと思えますし、県の方にもつないでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時30分、再開は13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○4番（本田 光君） 一つには、子ども医療費「高校卒業まで」の助成を、それから二つ目には、久山町上久原土地区画整理事業について、三つ目には、上久原地区の観光交流センター（道の駅・食のひろば）事業計画断念で残った町有地について、質問をいたします。

まず最初に、子ども医療費「高校卒業まで」の助成をということで、これを再三町長にも質問しておりました。子ども医療費「高校卒業まで」の助成について、去る3月議会でも質問いたしました。

岸田政権は、少子化は我が国が直面する最大の危機として、こども未来戦略を進めるとしておりますけれども、日本社会の現実、子どもの貧困や権利の保障面、深刻な状況があります。雇用賃金、生活保障の在り方、ジェンダー平等や財源論も含め、子ども医療費については本来国が制度として設けるべきだということも、再三この場から申し上げたとおりであります。子どもの人権というか、そういうことも含んだところであり、大事にしなければなりません。

今、若者の子育てと定住促進にもつながり、これは住民の命と健康を守る立場から、糟

屋地区の市町長協議会、糟屋郡町長会、一般社団法人粕屋医師会等々で協議してほしいという質問に対して町長は、糟屋地区市町長協議会においても、本年2月時点での見直しに向けて検討を行っているという、今共有をしているというふうに答弁されております。ただし、医療費の支援内容、制度設計、関係機関との協議に時間を要するので、現在令和6年度から行えるように、糟屋地区担当部局で本年4月から協議することになっているというふうに答弁されました。

去る9月議会で糟屋郡内では、子ども医療費支給制度を、医療費自己負担額を小学校就学前までの入院・通院とも無料と、それから小中学生は入院については無料となることが決まりましたけれども、しかし通院については一部自己負担があります。今後、改善すべき点は残っております。

去る9月議会で古賀市は、子ども医療費無料化「18歳まで入院・通院とも」を令和6年4月から実施することが決まっております。確かに、糟屋郡、旧筑紫郡とか、そういうところでも春日市あたりでも、18歳まで無料化するというふうなこともマスメディアで報道されております。しかし、本来は国が一律、どこに住んでいても平等にそういう医療関係を受けられるというふうな状況をつくるべきであるという点は、町長の認識も僕も、大体考えは一緒じゃないかと思えますけれども、糟屋郡での取り組みと見直しについて町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問についてご回答します。

令和5年9月議会においてお話をされた件ともかぶると思いますが、再度お話をいたします。

令和5年度9月議会におきまして、まず久山町子ども医療費の支給に関する条例の改正を議会の方で議決・承認いただきました。子ども医療費は、令和6年4月から小学校就学前までは無償、小学生、中学生につきましては、入院時は無償、通院時の自己負担額は原則1月当たり500円とさせていただいております。今回の改正につきましては、糟屋地区で情報共有を図りながら進めてきたものでございます。以前から、今回令和6年度の4月から改正するというので、私にとっては一つのステップを上ったのかなと思っております。ただ、問題としましては、先ほどお話がありましたように、まずはこういうことにつきましては、国の制度見直しというのもまず第一前提にあるのかなと思っております。糟屋地区におきましては、今そういうような状況で進めています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 先ほど来から何度も同じようなことを言うかもしれませんが、国がきちんとそういう少子化対策を含めて、どこでも誰でも対応ができるという、窓口負担もきちんと対応できるという、そういうことが大事であるけれども、まずこの糟屋郡を見た場合、確かに人口規模、それから財政規模、大きく違いがあります。しかし、大体今まで古賀1市7町、これが大体足並みをそろえてきたという経緯もあります。糟屋郡は、比較的子どもの医療費無料化については素早く、数十年前から取り組んできたというふうに僕も評価したいと思います。しかし、今日に至っては財政的な関係も含めて、なかなか容易じゃないというのが現状じゃないかと思えますけれども、再度、町長、そこらあたりを含めて、この1市7町がなかなか難しいといえ、あとは糟屋郡で対応するしかないかなと思えますけれども。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的には、自治体によって差が起きるという状況というのは、本来こういうことに関しては問題かなと思っています。財政状況等によりそれぞれ違うということも、また差も広がってきているということも現状ではないかと思っています。今、本田議員が言われるように、糟屋地区内はまだ恵まれた環境にあるということもあります。ただ、周辺自治体ではそのようなことについても議論はできない状況になっている自治体もあるという状況も踏まえて、国の方としてはどういうことをやっていくべきなのかというのは、私たち糟屋地区の町長会でも見守っていこうということは踏まえています。

一方で、この制度を導入すると、国の制度改革がなければ自治体がずっと負担をしていくということになってきます。自治体における環境というのは、いろいろな面で、福祉も含めて増大していくことが予想されます。そういう面も考えた段階で、今糟屋地区の、古賀市を除く分としては、こういう状況がステップとしていいんじゃないかというふうに考えています。ですから、今後よりよい状況というのは、前向きに考えていこうということですが、皆さん理解はしているんですが、今の状況を踏まえると、今のベターではないかということまで今回至っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長が言われるように、前向きに、何も後ろ向きということは言いません。前向きに進められてきたというふうに思います。しかし、古賀市はすでに9月議会で18歳まで入院、通院とも完全無料化という。であれば、糟屋郡は見通しとして、18歳までに引き上げられるのか、それとも9月議会で決定した方向だけなのか、そういう点も、言える範囲で結構ですから、町長、前向きな答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほど答弁させていただいたとおりが4月からの糟屋地区の、古賀市を除いた状況です。実際、私が思うのは、この制度を導入にするに当たっての議論というのに対しても、正直自治体によっても差が出てきているというのが現状です。その現状につきましてすり合わせをしていきながらやっていくというのが、今回の結果だったと思います。恐らく各自治体、これから先進めていく上で、差別化も必要なんですが、あまりにもこういう生活の中での医療費を含めて、差がついていってのサービス合戦になっていくということについても、ほかの事業に対しての弊害も出ると思います。その面も踏まえた上で、今の現状に至っているというふうに理解していただければいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 新年度で、古賀市に一步でも近づけれんかなというふうな期待も、一方じゃああるわけですね。ただし、この糟屋郡が足並みをそろえていくというか、そういうのが大事じゃないかなというふうに思いますけれども、もう一度そこらあたりも聞かせていただきたいと思いますが、保険証1枚でいつでもどこでも誰でも、平等で安心な医療が受けられる国民皆保険制度、しかし子どもでも医療費の窓口での負担が必要な場合があって、年齢だけじゃなく、居住地、所得等によって窓口等での医療の負担に大きな差があるのも事実であります。全国の知事会も、本年、どこでも安心して子育てできるように、子ども医療費助成の水準を全国で一律化して、地域間の格差を解消することをこども家庭庁に求めるという意見書も出されているようであります。町長もぜひ来年4月から、18歳までに引き上げられるつもりなのかどうか、これは歩調を合わせんといかんから、そこらあたりも聞かせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そのことにつきましては、引き続き町長会でも話をしていこうと思っています、私は。一方でこういう制度につきましては、基本的には医療費等については国にお願いしながら、その分のお金をいかに久山町の子どもたち、子育て世帯に、独自の事業をやっていくという観点も私はこれから必要だと思います。だから、その辺との兼ね合いも考えながら、今後も18歳までの無償化については議論していきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに久山町だけで決めることはできないから、糟屋郡の郡、それと市町長会関係、また粕屋医師会関係等もあります。さまざまな関係等があるから、ぜひ町

長、とにかく町長の方から具体的に提案していただいて、糟屋郡の町長会でも、18歳まで引き上げないかというふうな発言をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 同じことになりましたが、私としては、今回につきましてもいろいろな考え・提案をさせていただいています、実際。ですから、引き続きそういう形で取り組ませていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 先ほど来言っておりますように、西村町長がこの件を郡町長会にこういう意見があったという提案をされて、そして糟屋郡も大体前向きに捉えて対応されたという意向もあります。ぜひ前向きな方向で進めてもらいたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 同じ答弁ですので、よろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に入ります。

久山町上久原土地区画整理事業について。

去る9月議会、質問に対して西村町長は、未施工箇所の特定については、施行者は久山町上久原土地区画整理組合であるので、それを出していただくことが一つだと考えるというふうに答弁されました。この件については、重複するかもしれませんが、今年3月議会でも質問いたしました。2019年（令和元年）12月議会で私が入手した資料に基づいて質問いたしました。期間延長前の第7回変更後の久山町上久原土地区画整理事業について、一つには施行者は久山町上久原土地区画整理組合、面積は31万7,805.46㎡、それから補助期間は平成元年度から平成25年度まで、総事業費は17億3,100万円、これは事業ベースというふうにも言われておりました。コンサルタント料は5億1,080万円、この件について前久芳町長に尋ねましたところ、県補助金、それから県と町が出し合って立ち上げに関して使用した町の費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円になると。このコンサルタント料はどこの誰に払ったのかという質問に対して、前久芳町長は、支払いは区画整理組合が支出先に支払っているから、町の方にはないというふうに答弁されております。これは、事実なのかどうかということを昨年3月議会で西村町長に尋ねましたところ、コンサルタント料の5億1,080万円については、県補助金と町が出し合って立ち上げに関して使用した町の費用が1,290万円、合計すると4億1,397万3,000円と本田議員が言

っているけれども、4億1,397万3,000円については、国庫補助金に関連する町費3億7,377万3,000円、町単独の補助金として2,730万円、県助成金の関連で県と町がお金を出し合って立ち上げに関して使用した町からの費用が1,290万円、これを合計したものが調査設計費4億1,000万円計上されている。コンサルタント料の5億1,080万円という数字は、町では分からないというふうに言われていました。しかし、未施工箇所は今現在あるという不自然さ、また9月議会質問でも、許認可を出した福岡県に対して指導監督を強く求めたいという町長への質問に対して、町長は、県に対して指導監督を求めたいという言葉が、発言があったという旨の答弁をされました。

そこでお尋ねしたいのは、県の対応はどういう答えが出たのでしょうか。

- 議長（只松秀喜君） 西村町長。
- 町長（西村 勝君） こちらの件につきましては、都市整備課長の方からお答えをさせていただきます。
- 議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。
- 都市整備課長（大嶋昌広君） お答えいたします。

福岡県建築都市部都市計画課市街地整備係に上久原土地区画整理組合の現状報告を行った際に、町議会の一般質問において指導監督を強く求められた議員がおられたことは伝達しております。県としましては、事業の完了に向けていろいろなアドバイスを組合に対し発信しているとのことで、すでに指導助言や援助を行ってあるということでございます。

以上です。

- 議長（只松秀喜君） 本田議員。
- 4番（本田 光君） 平成元年から今日まで三十数年になるわけですね。そうした中から見ると、本来だったら換地処分、登記、そして清算金、こういうのも終わっています。であれば、あとは何をやるかといえば、本来だったら解散、そして組合の解散ということに、完了、解散ですね、こういうふうにつながるわけですが、未施工箇所が今なお出ているという、こういう不自然さというのは、そもそも大体どこに原因があったというふうなこと、だから先ほど言いましたように、県の指導・アドバイスを十分受けて、そして町も一組合員としてどう対応するか、これはあくまでも僕は組合とコンサルタント会社の責任だというふうに思いますけれども、町長、そこらあたりはどういうふうに考えますか。
- 議長（只松秀喜君） 西村町長。
- 町長（西村 勝君） これは、今までご質問いただいたとおりだと思います。まず、未施工箇所が起こっているということにつきましての原因というものについては、はっきりとし

た原因はまだ組合の方から上がってきておりませんので、それについては、私どもがこれについてどうこうということは言えないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） こうしたことがなぜ発生したかと、その要因、欠落した原因、こちらあたりを明らかにせん限りは、なかなか容易じゃないというふうに思います。また、次年度に延期せざるを得ないんじゃないかというふうに思います。そうすると、大体年明けの2月、あるいはまた1月ぐらいに県に提出しなければならんんじゃないかと思えますけれども、そういう次から次に延期、延期をせざるを得ないような。だから、僕が言いたいのは、かつてこの場所から県知事、あるいはまた行政のトップが勧告しませんかと前町長にも言いましたが、勧告はしませんというふうなことも言われました。勧告の権限は、そういう行政のトップと県知事にあるわけですね。ですから、県が本当にその気にならないと、なかなか指導・アドバイスをする、すると言うても、容易じゃないというふうに思います。行政だけでできる問題じゃない。ひいては、僕はこの組合とコンサルタント会社に全責任があるというふうに思います。町長、再度答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） すみません。もう質問は②に移ったと認識してよろしいですか。②ですか。

○4番（本田 光君） だから、もう一度、もう一度。

○議長（只松秀喜君） いや、②に移ったと認識してよろしいんですか。

○4番（本田 光君） 大体②です。

○議長（只松秀喜君） いいですか。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 町としては、私も最初からお話しさせていただいています。この事業完了に向けて、やれることはやっていきたいというのは変わりません。ただ、先ほどお話をさせていただいたとおり、まず未施工の問題というのがどうして発生したかという原因がなければできない。あくまで、これは区画整理組合事業であるという認識は変わっておりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ①、②が前後しておりますけれども、今まで換地処分をということで、どこで換地されたですかと、組合の土地と、あるいはまた町有地ということの前町長にも聞いたことがあるんですが、付加価値が上がったからということで、どこで交換した

ということは言われなかったような状況もあります。そうしたことが、矛盾が結構あるわけですね。町は今まで、再三この場からも言わせてもらったように、極論を言うと至れり尽くせりというか、尽くせりと言うたらそれきりですが、結構やっておるんですよね。アスファルトの舗装、下水道、上水道、さまざまなことをやってきている中で、今頃になって未施工箇所があると。だから、これはぜひ町長、コンサルタント会社と組合に責任が、重大事ですよということを町と三者で協議してもらいたいと思いますが、そこらあたりはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは、②番で構いませんよね。分かりました。

私からそういう話をする前に、まず原因が分からないと、どういうふうな解決策ができるかということも言われませんので、三者でお話をするということの前に、まずその問題を解決していくことが一番じゃないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 上久原というエリアの範囲内から、ある時、S氏が3,700万円を使い込んだということだったけれども、刑事告発して一時勾留されとったような状況もありますけれども、この区画整理士というのは、普通なかなか一般の理事の皆さんでも分かりにくいところがあるわけですね。区画整理士が一番詳しいんですよ。だから、こういう人たちが、会社の責任と僕は思います。会社の元職員だから。幾らそれを弁済したからといって、それで済むものじゃないというふうに思います。引き続き、ぜひ真相解明と事実関係がどこにあるか、それを解決せん限りはなかなか、また次年度、次年度に延期せざるを得んという。だから、そこは町長、ぜひ町の顧問弁護士、あるいはまた町のそういういろいろな区画整理に詳しい人たちもいるでしょうから、ぜひそこらあたりも協力依頼してもらって、解決策を見いだしていただきたいと。結構、地権者の方たちも80歳を超えられて、亡くなられた方たち、さまざまいるわけですね、三十数年たてば。ぜひ、そこらあたりを前向きに対応していただきたいと思います、大変でしょうけれども。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 区画整理組合の役員の皆さんも、その問題解決に奔走はされていると私も思っています。いろいろな話を伺う限り、やれることについて動いてあると思います。ただ、私のスタイルとしましては、未施工の問題ということがある程度組合の方、またコンサルタントと組合の方でお話をされて、そういうことが出た時点で、町としてどういう役割が果たせるのかという時点の解決策になると思いますので、その際はそういう面

で、今本田議員が言われるように、いろいろなところから話を伺いながら、税金の使い方というのをしっかり考えてやりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 先ほど大嶋都市整備課長が説明されたけれども、県の指導がいま一つ、インパクトが弱いかなと僕は思います。ぜひ、そうしたことを県も交えて、指導監督を強めてもらいたいと思いますが、そこらあたりは具体的な資料関係を、資料は町を通じて今までずっと出されてきたわけですね。町を経由して、組合から。だから、そこらあたりはできないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議長、通告の戻る分についてのお答えになりますけれども、よろしいですかね。いいですか。議会の運営は議長に確認をしますので。

その辺につきましては、同じだと思います。県の方には引き続き、今の状況等も踏まえて、改善に向けて協議をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） くどいようすけれども、これをずっと次年度、次年度に繰り返すんじゃないで、町も大変でしょうけれども、ぜひいつ頃までだったら、めどがなかなか分りにくいすよね、終息のめどが。相手があることだから。そうしたことを含めて、来年度は必ず決着をつけるぞぐらいの気構えというか、そういうのがあってしかるべきじゃないかというふうに思います。でないと、また年度、年度繰り返していただくであって、なかなか前に進まない。率直に、町の顧問弁護士あたりとも協議しながら対応していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 顧問弁護士と話すにしろ、原因が分かりませんので、その辺を話すというのはなかなかできないと思います。ですから、まずは組合の方でも今努力してあります。本田議員が言われるように、長年やってきた事業でありますから、そう簡単にいろいろなことの解決の糸口が出てくるというのも、時間を要するというのも私も理解しますので、組合の方にはそういうふうに働き掛けをしていくということになると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） それと、今組合と協議していくとおっしゃったけれども、組合だけじ

やなくて、都市企画センターですか、コンサル会社、こことも組合が協議してもらいたいと、そしてできれば三者で協議してもらいたいと思いますが、再度お尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 組合の方には、コンサルタントとの協議をしていただくということは伝えてあります。当然、町がその間に入ってやっていくというのは、今の段階では違うんだと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに筋道はそうでしょう。ただし、ある程度町も加わるときも必要になってくる可能性は大いにあるわけですね。ですから、その話をしておるわけです。まずは、組合とコンサル会社が話し合いを、そして町も一組合員として加わって対応していくというのが解決の道筋じゃないかというふうに思います。ですから、本当に未施工箇所が何で発生したかという、その原因をきちんとつかむというのが大事だから、そこらを出していただくというのが大事じゃないかと思います。再度、町長、そこらあたりはどうでしょう。同じことかもしれませんが。

○議長（只松秀喜君） 本田議員、先ほどから同じ質問になっております。次の質問に移ってください。

本田議員。

○4番（本田 光君） 同じような質問だけれども、そこは大事なところですね。あくまでも組合とコンサル会社、そして同時に町も参加できるときは参加して対応するというのが筋じゃないですかね。

○議長（只松秀喜君） 先ほどから同じ質問で、同じ回答になっておりますので、次の質問に移ってください。

本田議員。

○4番（本田 光君） 問題は、僕は西村町長に尋ねとるわけですね。ですから、同じような質問であるけれども、順序を踏んでやってもらいたいということです。何も、同じ質問をすることもあるかもしれんけれども、重複した質問も今までずっと何度もしとるけれども、それは町長の答えを聞いているところです。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 本田議員の伝えたいことは十分理解しているつもりです。ですから、まず私どもがそのテーブルに立つということのためにも、当然コンサルタントと組合がまずは議論して、整理した上でということになるんじゃないかと思いますので、その辺でご

理解をお願いしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひそういう取り組みをできるだけ、県機関も交えて対応していただきたいと思います。

次に入ります。

上久原地区観光交流センター（道の駅・食のひろば）事業計画断念で残った町有地と。

これは、かつて議会だよりも掲載され、そして私自身も修正案を出した1人であります。そうした中で、4度ぐらい修正案を出させてもらいましたけれども、この上久原地区の観光交流センター（道の駅・食のひろば）事業というのは、壮大な計画だったというふうに、ここに資料が、結構ここだけじゃなくて、3冊ぐらい資料が出来上がっておるけれども、当時の資料が。

そうした中で、上久原地区観光交流センター（道の駅・食のひろば）、この食のひろばというのは、久山の役場を拠点に前町長、そして当時の副町長、あるいはまた監査関係も役場の職員、大体本所を久山町役場に置くというのはどういうことかと言って質問したこともあります。そうしたことの経緯からしますと、実際この壮大なスケールの中で上久原地区の観光交流センター、道の駅を造ろうという。町有地が5,040㎡、購入費が5,607万4,800円、現在この土地そのものがどのように有効活用されておるのか。もし、有効活用が不十分であれば、どういうふうに見直していくかということを考えるわけです。ですから、せっかく町有地になっているわけだから、これをただ放置するだけじゃなくて、何らかの活用にしていけばと思いますが、そこらあたりはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 以前の議会でも答弁させていただいておりますが、観光交流センター事業の計画跡地の土地利用については、久芳町長時代の令和2年3月18日付、議会から提出された上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書を私も尊重するというので、持続的な農業振興に寄与する事業等の有効活用をまずは検討するというのでお答えをさせていただいております。今現在、その農地として、認定農業者の方と利用権設定を行い、麦の作付けと、裏作として大豆の作付け、そういうことをして農業振興にまずその場を活用させていただいております。

今後の利用につきましても、そういう農業作業というのをしていきたいところなんです。一方、1点、まだ事務レベルの話で確定はしていませんが、首羅橋の架け替え工事というのが福岡県土の方であっております。それに対する迂回路等^{うかい}の問題で、あの土地が引かかる可能性も当然出てきているという話も来ていますので、その辺につきましても

視野に、今後の計画は考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） せっかくの町有地、そして大体買うべきじゃなかったと僕は思いますけれども、町有地になつとるわけだから、これを何らかの有効活用、僕自身が旧第2委員会の委員長をさせてもらつとう時には、久原小学校の子どもたちがもち米を作ると、1年間作付けしたいがどうかという話もありました。ですから、そこを何らかの方法での活用をしなければ、ただ眠ってしまうという。だから、せっかくの公有財産、町有地、これをどういうふうに扱っていくかと。先ほど来から出ていますいろいろな上山田の幼稚園跡地とか、さまざまな問題もありますけれども、少なくともこういう観光交流センター、道の駅としての用地確保をしたわけですから、その確保した残りを町長、苦しい立場にあるかもしれないでしょうけれども、前町長が進めた関係上、そこらあたりはぜひ大いに活用してもらいたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町有地の有効活用というのは、どの地域であっても活用は必要だと思っています。特にあそこの地域につきましては、今お話をさせていただいたように、久山町の農業の関係で活用できれば、それが一番いいだろうと私も思っていますが、有効活用の観点で町にとって有益なものであれば、今後それに対しても検討していかなければいけないというのは議会でも、この場でも報告をさせていただいたとおりでありますので、今後そういうことについては、視野に入れて模索していきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後2時8分